

渡 邊 弘 (鹿児島大学)

2023年7月30日(日)

日本学術会議(遠隔)

〈報告の構成〉

0. 報告の前提

1. 法教育に関するこの間の誤解のいくつか
2. 市民性涵養のための法教育に関して見落とされがちと思われる点
3. 18歳成人制との関係で考えられるべき市民性
4. 17年・18年学習指導要領と高大接続システム改革に関連する懸念
5. まとめに代えて

0. 報告の前提

(1) 自己紹介

- ①横浜国立大学大学院教育学研究科修士課程修了→日本弁護士連合会事務局職員→法政大学第二高等学校(社会科教諭)→活水女子大学→鹿児島大学(現職)
- ②主として教養科目の法学系科目(「日本国憲法」など)や初年次教育科目を担当
- ③憲法学、法教育論、憲法教育論、主権者教育論、裁判員制度教育論、司法制度論、NIE(教育に新聞を)、スタディスキルなど
- ④大学入試センター試験、大学入学共通テストの出題委員など
- ⑤日本学術会議第24期特任連携会員

(2) 今回の報告にあたって留意した点

- ①本日の他の報告者 or 他の場所・論考で指摘される(た)であろう論点との重なりを避けた  
e.g. 「消費者教育を充実する必要がある」←その方策を論じることは避けた  
→「保護の対象としての未成年者・市民」か、「社会をつくる主体としての市民」か?  
→「消費者教育を充実」しなければならないような法・制度・政策の側の問題は?
- ②2017年・18年学習指導要領(特に、高校公民科「公共」)、高大接続システム改革をふまえる
- ③成年年齢だけでなく選挙権年齢なども含めて考える→市民性とは何か?

(3) 法教育の経緯 cf.2ページの年表

★3つの潮流

- (ア) 社会科教育学研究者によるアメリカにおける法教育の紹介を端緒とする潮流
- (イ) 法律実務家(特に弁護士、司法書士など)による法教育に関する提言や実践に始まる潮流
- (ウ) 司法制度改革審議会→司法制度改革推進本部→法務省法教育研究会→法務省法教育推進協議会→中教審などといった国の政策の潮流

●法教育関連年表（2023年7月30日作成）

1993年（平成5年）5月	東京弁護士会『弁護士からの提言 司法はどう教えられているか』
1993年（平成5年）5月	日本弁護士連合会定期総会「司法に関する教育の充実を求める決議」
1993年（平成5年）	江口勇治「社会科における『法教育』の重要性」（社会科教育研究68号）
1993年（平成5年）10月	民主主義科学者協会法律部会学術総会「『法学教育』の総合的検討」
1993年（平成5年）11月	日本民主法律家協会第26回司法制度研究集会「司法人権教育を考える」
1994年（平成6年）1月	法と民主主義284号「司法人権教育と法曹養成」
1994年（平成6年）	法の科学22号「『法学教育』の総合的検討」
1998年（平成10年）11月	日本弁護士連合会「司法改革ビジョン」
1999年（平成11年）7月	司法制度改革審議会第1回
1999年（平成11年）10月	日本司法書士会連合会「求められる司法のために」
2000年（平成12年）12月	月刊司法改革15号「特集 市民を育てる法教育」
2001年（平成13年）6月	司法制度改革審議会意見書（「司法教育の充実」）
2001年（平成13年）	CCE（江口勇治監訳）『わたしたちと法』（現代人文社）
2002年（平成14年）3月	司法制度改革推進計画（「司法教育」→文科省・法務省）
2003年（平成15年）7月	法務省法教育研究会発足
2004年（平成16年）11月	法務省法教育研究会意見書（『はじめての法教育』）
2005年（平成17年）5月	法務省法教育推進協議会発足
2008年（平成20年）3月	学習指導要領（小・中）告示 ★法教育が学習指導要領に
2009年（平成21年）3月	学習指導要領（高）告示 ★法教育が学習指導要領に
2009年（平成21年）5月	裁判員制度導入
2011年（平成23年）4月	学習指導要領（小）実施
2012年（平成24年）4月	学習指導要領（中）実施
2013年（平成25年）4月	学習指導要領（高）実施
2013年（平成25年）10月	教育再生実行会議第四次提言（高大接続改革）
2014年（平成26年）12月	高大接続改革答申（中教審第177号）
2015年（平成27年）1月	高大接続改革実行プラン（文部科学大臣決定）
2015年（平成27年）3月	高大接続システム改革会議第1回
2016年（平成28年）1月	大学入試センター試験が2009年（平成21年）告示の学習指導要領で出題
2016年（平成28年）3月	高大接続システム改革会議最終報告
2016年（平成28年）6月	18歳選挙権を定めた改正公職選挙法施行
2017年（平成29年）3月	学習指導要領（小・中）告示
2018年（平成30年）3月	学習指導要領（高）告示
2020年（令和2年）1月	最後の大学入試センター試験
2020年（令和2年）4月	学習指導要領（小）実施
2021年（令和3年）1月	大学入学共通テスト第1回実施
2021年（令和3年）4月	学習指導要領（中）実施
2022年（令和4年）4月	学習指導要領（高）実施、新科目「公共」（公民科）スタート
2022年（令和4年）4月	成年年齢の18歳への引き下げ
2023年（令和5年）1月	裁判員選任年齢の18歳への引き下げ
2025年（令和7年）1月	大学入学共通テストが2018年（平成30年）告示の学習指導要領で出題

●学習指導要領と大学入試センター試験・大学入学共通テスト

学年の年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
	平31・令元	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
センター試験・共通テスト受験の暦年月	2020年1月	2021年1月	2022年1月	2023年1月	2024年1月	2025年1月	2026年1月	2027年1月	2028年1月
	令和2年1月	令和3年1月	令和4年1月	令和5年1月	令和6年1月	令和7年1月	令和8年1月	令和9年1月	令和10年1月
■最後のセンター試験	高校3年 ■								
○最初の共通テスト	高校2年	高校3年 ○							
	高校1年	高校2年	高校3年 ○						
	中学3年	高校1年	高校2年	高校3年 ○					
	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年	高校3年 ○				
●18年学習指導要領での初の共通テスト	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年	高校3年 ●			
	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年	高校3年 ●		
	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年	高校3年 ●	
	小学4年	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年	高校3年 ●
	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年
	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年
	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年
	年長	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年
	年中	年長	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	中学1年
	年少	年中	年長	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年
		年少	年中	年長	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年

2008年・2009年（平成20年・21年）3月告示の学習指導要領による学習

2017年・2018年（平成29年・30年）3月告示の学習指導要領による学習



## 1. 法教育に関するこの間の誤解のいくつか

(1) 鹿児島県高等学校教育研究会地理歴史・公民部会公民分科会総会（2022年6月24日）での経験

### ①講演後に出された教員からの質問とそれが孕む問題点

「『現代社会』から『公共』になって、いらぬものがたくさん入ってきて、基本的人権とか民主主義とか、大切な事柄の分量が少なくなったように思うがどうか」

→「先生のお立場からすると『いらぬもの』とは、例えばなんですか」

→「例えば、契約とか」

### ②誤解その1——「契約自由の原則」「私的自治の原則」などは「公共」（22年度高1）からか？

→18年学習指導要領（「公共」）からでなく、09年学習指導要領（「現代社会」）から重視

→それ以前の「現代社会」は近代法の原則を（ほぼ）取り上げず、現代的な修正のみを扱っていた

→法務省法教育研究会の時点からこの問題は指摘され続けていた→改善

### ③誤解その2——「契約」（さらには「契約自由の原則」「私的自治の原則」）などは「いらぬ」か？

→近代法・近代市民社会の理念⇒市民性をどう考えるかという点に関わる重大問題

(2) 研究者などにより流布された18年学習指導要領（特に「公共」）への誤解＝「基本的人権がない」

### ①研究者の発言の例

「『公共』の学習内容を見ると、現在の『現代社会』で扱っている『基本的人権の保障』や『平和主義』が削除されています」（中嶋哲彦・名古屋大学大学院教授（当時）：NHK「視点・論点」2018年4月2日：<https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/400/293696.html>）←発表の日付に注目

### ②実際の学習指導要領「公共」には「基本的人権の保障」「平和主義」はないのか？

目標： 「平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者」

内容： 「個人の尊厳と自主・自律，人間と社会の多様性と共通性」

「社会に参画する自立した主体とは何か……」

「人間は，個人として相互に尊重されるべき存在」

「他者の価値観を尊重する」

「……人間の尊厳と平等，個人の尊重，民主主義，法の支配，自由・権利と責任・義務など，公共的な空間における基本的原理……」

「……憲法の下，適正な手続きに則り，法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し，個人や社会の紛争を調停，解決することなどを通して，権利や自由が保障，実現……」

### ③実際の「公共」教科書はどうか？

東京書籍：公共701の目次⇒

第3章 公共的な空間における基本的原理 —私たちの民主的な社会	
① 公共的な空間における協働とは	36
アフォーチ 「囚人のジレンマ」の自発的克服 —ゲーム理論と人間行動	38
ゼミナール 近代政治の原理と民主主義	39
② 民主主義とは	40
③ 立憲主義とは	42
④ 人権保障の意義と展開	44
ゼミナール 日本国憲法の基本原理① —日本国憲法と三つの原理	46
ゼミナール 日本国憲法の基本原理② —基本的人権の保障	48
アフォーチ 男女共同参画社会の実現に向けて	52
● 第1部 まとめ	54

## 2. 市民性涵養のための法教育に関して見落とされがちと思われる点

(1) 90年代以降の法教育を巡る議論やそのアクターの多様性＝法・憲法の専門家の活動

①特に法務省法教育研究会や法務省法教育推進協議会の委員・教材作成委員の構成

→他の教育関連の会議体と異なり、多様な立場の人が参加。

②法務省法教育研究会・法務省法教育推進協議会の成果物

→特に、法務省法教育推進協議会の大村敦志座長以後→「一例である」という趣旨のただし書き。

(2) 「少数者」や「社会から排除されがちだと考えられる人」の視点・立場・人権

①外国籍児童・生徒・学生・市民

cf.民団新聞電子版 2016年1月1日付（在日本大韓民国民団）。

「カヤの外の外国籍生徒…18歳選挙権 授業で疎外の恐れ 教育委に配慮を要請」

<https://www.mindan.org/old/front/newsDetail57b4.html>

②特別支援学校・学級の児童・生徒など cf.成年被後見人の選挙権に関する裁判と法改正

cf.橋本康弘「身近なテーマを取り上げた主権者教育の実践～外部機関と特別支援学校の連携による実践～」特別支援教育研究 745号（東洋館出版社）。

③子ども・未成年者・少年

cf.朝日新聞 2023年7月11日付「『立候補年齢引き下げを』提訴」

cf.朝日新聞 2023年7月4日付「耕論 政治家と年齢」（特に、辻村みよ子東北大名誉教授）

## 3. 18歳成人制との関係で考えられるべき市民性

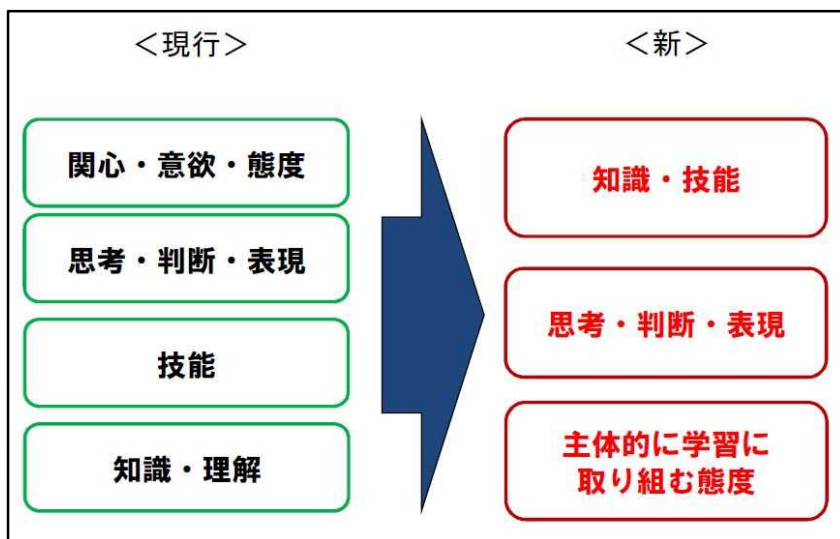
(1) 市民性の視点から見た「観点別学習状況の評価」（「観点別評価」）・「学力の3要素」の問題性

①「観点別学習状況の評価」（「観点別評価」）：1980年（昭和55年）の指導要録改定が初出

②「学力の3要素」：学校教育法30条：2007年（平成19年）改正

「……基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養う……」

③観点別学習状況の評価の観点の変化——08年・09年から18年・19年へ



※中教審答申

(2016年12月21日)

↓

※中教審初中分科会教育課程部会報告 (2019年1月21日)

↓

※文科省初中局長通知

(2019年3月29日)

④3つ目（「関心・意欲・態度」→「主体的に学習に取り組む態度」）という観点での評価の問題点

→「私も〇〇したい（決意表明）」「人々の意識を変える必要がある」「教育を充実する」……。

➔「法・制度・政策・社会構造などの理解→それらが孕む問題点や課題の把握→それらの改善の提案」という学習内容・学習プロセスへと切り替える必要。

## (2) 切り替えの具体例＝涵養されるべき市民性の具体例

### ①▼「18歳になったら投票に必ず行きたいと思います」

- ▼「若者の投票率を高めるためには主権者教育を充実させ、若者の意識を高めることが大切」
- ➡現行選挙制度の問題点や課題を明らかにし、それを改善するための提案を行う力
- ➡選挙権がない人の意見を政治・社会に反映するための法・制度・政策などを提案する力
- ➡投票率が低い法的・制度的・政策的な要因を探究し、それらを改善するための提案を行う力
- cf. 公示日から投票日までの日数の減少→選挙公報さえ期日前投票に間に合わない
- e.g. 第1回参議院議員通常選挙：公示＝1947年3月20日、投票＝1947年4月20日
- cf. 投票所の減少 53439箇所（01年参院選）→46016箇所（22年参院選）
- cf. 投票時間の繰り上げを行う投票所の増加
- cf. 参院選投票日は7月上旬→公示日は6月→4月1日に引っ越した人は前の自治体。
- cf. 地方議員定数の激減（いわゆる「平成の大合併」による）
- ➡選挙以外の政治参加・社会参加の方法とその意義を理解し、それらを活用する力。
- e.g. 日本国憲法16条「何人も、……請願する権利を有し……」
- ※文言説には立ちませんが（笑）

### ②▼「18歳になって裁判員に選ばれたら、難しいけど、しっかり判断したいと思います」

- ➡裁判員制度の問題点や課題を明らかにし、それを改善するための提案を行う力
- ➡特に刑事司法制度については、適正手続主義をふまえた改善提案を行う力
- ➡現状は「前＝捜査」と「後＝行刑・更生・再審」を学ばず、真ん中（裁判員制度）のみに重点
- ➡現状は「裁判員制度の問題点＝裁判員の負担」に集中しがち＝被疑者・被告人が登場しない

### ③▼「18歳成人制だと自分で決められることも増えるけど、責任も重くなることに気をつけたい」

- ➡「契約を結ぶときには気をつけましょう」だけでいいのか？
- cf. NHK 高校講座「公共」第7回 「法の働きと私たち 市民生活と私法」
- <https://www.nhk.or.jp/kokokoza/tv/koukyou/>
- 「みなさんも、『18歳で成人する責任とリスク』をテーマに探究してみてください」。
- ➡「尊重」されるべき「個人」（日本国憲法13条）＝市民であることの積極的意義。
- e.g. 保護者に左右されずに個人として生きることができるとの意義（渡邊の経験から）。
- ➡近代法・近代市民社会の原則の意義それ自体を学ぶことの重要性。

## 4. 17年・18年学習指導要領と高大接続システム改革に関連する懸念

(1) 教員免許状更新講習の廃止➡文科省・教委の関与が極めて大きくなる教員研修・リカレント教育

(2) 高大接続システム改革（とその批判）に関わる懸念

- e.g. 大学入学共通テスト「数学」における「太郎さん花子さん問題」・長文化への批判
- 批判者は「円周率が3.05より大きいことを証明せよ」（東大）といった問題が「良問」と主張
- ➡市民に求められる学力・能力はいったい何か？
- ➡複雑な現実社会から課題そのものを見出す力の重要性

(3) 広く深い学習・探究を保障する基盤を充実する政策の不足 e.g. 教員の激務、家庭の状況……

## 5. まとめに代えて

- (1) 「人権主体としての市民」と「主権主体としての市民」を育てる法教育・市民性教育
- (2) 「法を知る→法を使う→法を作る・作り変える」力を育てる法教育・市民性教育